

令和6年能登半島地震における一部負担金等の免除等について

毎日の業務お疲れ様です。また、今回の地震で被害に遭われた皆様には心よりお見舞い申し上げます。

今回の令和6年能登半島地震におきまして、内閣府より災害救助法の適用地域が発表されました。災害救助法が適用される市町村にお住まいの方で被災された被保険者及び被扶養者の皆様は、医療機関にて支払う一部負担金等について、免除または減額または徴収猶予の適用を受けることができます。下記をご確認いただき、当健保組合まで申請してください。

<災害救助法適用市町村>

最新の適用状況は内閣府のホームページをご確認ください。

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html (内閣府防災情報のページ)

<対象者>

令和6年能登半島地震において、災害救助法の適用市町村に住所を有する被保険者または被扶養者で、以下の事由等に該当し、申請をした方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をした方
- ② 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明な方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止（休止）した方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し現在収入がない方

<適用内容>

- 1 住家が全壊、全焼、流出等した場合、一部負担金等を免除します。
- 2 住家が半壊、半焼、床上浸水(50cm以上)等した場合、一部負担金等を1割減額します。
- 3 上記1, 2以外で対象となる事由が発生した場合、一部負担金の徴収を猶予します。

<対象期間>

令和6年4月30日まで ※国の通知により延長する場合があります

<申請方法>

「健康保険一部負担金等（免除・減額・徴収猶予）申請書」に必要事項を記入の上、事由に応じた書類（罹災証明書等）を添付してユニグループ健康保険組合まで社内メール便または郵送にて送付してください。

免除等が承認された後、「健康保険一部負担金等（免除・減額・徴収猶予）証明書」を送付します。

<注意事項>

・免除等の対象とならないもの

⇒入院時の食事および居住費、差額ベッド代、接骨院等の柔道整復施術料、あんま師・針灸師の施術料等

・免除等の対象の方ですでに一部負担金等を支払われている場合は、当健保組合までお問い合わせください。

・免除等を受ける場合は、医療機関窓口で保険証と「健康保険一部負担金等（免除・減額・徴収猶予）証明書」を提示してください（減額証明書の場合、医療機関によっては適用されないことがあります。その際は健康保険組合に還付の申請を行ってください）。